

論 説

# 米国国際ビジネス評議会の プラットフォーム・スピーチに関する考察 (二・完)

遠 矢 浩 規

はじめに

- 1 プラット・スピーチの概要
- 2 考察
  - (1) 全体のトーン
  - (2) 指摘された知的財産権問題
    - ①情報公開法の悪用
    - ②製法特許の侵害
    - ③衛星通信の再送信 (以上 28 卷 2 号)
    - ④医薬品等の特許保護撤廃 (以下本号)
  - (3) 政策提言の行方
    - ①アメリカ産業界のコンセンサス形成
    - ②アメリカ政府へのコンセンサス拡大
    - ③「新通商政策」と USTR の知的財産権保護政策
    - ④その後の展開

## (2) 指摘された知的財産権問題

### ④ 医薬品等の特許保護撤廃

これは TRIPs 交渉の中でアメリカそして先進国が最も強くその是正を求めた問題であり、同時にインド、ブラジル等の途上国が最も強く先進国側の要求に抵抗した点でもある。何を知的財産権の保護対象にするか、という最も基本的な問題だからである。

effectively abolished というプラットフォームの表現は微妙である<sup>(14)</sup>。不特許事由や特許権の取消のような明確な権利否定だけでなく、強制実施権や特許期間の短さも非難したかったのであろう。

プラットフォーム・スピーチ当時のブラジル、アルゼンチン、インド、メキシコでは、不特許事由、特許権の存続期間、強制実施権等について以下の通り定め

られていた<sup>(15)</sup>。

(A) ブラジル (1971 年工業所有権法)

(a) 不特許事由

①食品、②医薬品、③化学物質、④合金、⑤微生物、等 (①、②、⑤は製法特許も不可)。

(b) 存続期間

出願日から 15 年 (遠矢注: 付与日ではなく出願日起算のため出願審査に要した時間が実質的に特許期間からマイナスされる)。

(c) 強制実施権及び取消

①特許権付与から 3 年以内に特許が実施されない (もしくは実施後 1 年以上の中断がある) 場合は、第三者の請求により強制実施権が設定される (製品の「輸入」は実施と見なされない。以下同じ)、②「公共の利益」のために、政府は、特許が実施されていない (もしくは実施されているが需要を満たしていない) 場合に、第三者の請求により非排他的強制実施権を設定することができる、③特許権付与から 4 年以内に特許が実施されない (もしくは実施後 2 年以上の中断がある) 場合は、職権または利害関係者の請願により特許権は取消となる。

(B) アルゼンチン (1864 年特許法)

(a) 不特許事由

①医薬品、②獣医製品 (veterinary products)、③財政計画 (financial schemes)、④コンピュータ・プログラム、等 (遠矢注: 医薬品の製法は特許の対象となるが、通常、医薬品の製法は複数存在しており、特許されていない製法で同一の製品の製造が可能であるため、製法特許だけでは十分な保護にならない)。

(b) 存続期間

特許付与日から 15 年。

(c) 強制実施権及び取消

特許権付与から 2 年以内に特許が実施されない（もしくは実施後 2 年以上の中断がある）場合は、自動的に特許権は取消となる（遠矢注：つまり強制実施権を経ず直ちに取消の対象となる）。

### (C) インド (1970 年特許法)

#### (a) 不特許事由

①食品、②医薬品（獣医製品、殺虫剤、農薬を含む）、③化学物質（合金、光学ガラス、半導体、金属化合物 [inter-metallic compounds] を含む）、④バイオテクノロジー関連の発明（製法特許も不可）、⑤コンピュータ・プログラム、等。

#### (b) 存続期間

出願日から 14 年。ただし、食品・医薬品の製法特許については、特許権取得から 5 年もしくは特許出願から 7 年のうち短い方（遠矢注：医薬品は基本発明の段階で出願された後、商品化・実用化までに数年を要し、さらに販売承認申請に数年を要するため、インド特許法の規定は保護の実質的な否定を意味する）。

#### (c) 強制実施権及び取消

特許権取得から 3 年経過後は「公衆の妥当な要求 (the reasonable requirements of the public) が満たされていない」もしくは「妥当な価格で公衆に提供されていない」ことを理由に強制実施権の対象とされ、さらに強制実施権設定から 2 年経過後には特許は取消となることがある。また、食品、医薬品、化学物質に関する特許（遠矢注：そもそも製法特許しか認められていない）は、特許付与から 3 年経過後であれば上記理由が無くとも誰でも実施許諾を得ることができる（遠矢注：このような制度は実施許諾用意 [licenses of right] と呼ばれる）。

なお、「公衆の妥当な要求が満たされていない」状態とは、①特許の実施が不十分なために、もしくは特許権者が妥当な条件でライセンスすることを拒否したために— (i) インド産業の発展が阻害される、(ii) 特許製品に対する需要が十分に満たされない、(iii) 輸出市場にインドで製造された特許製品を供給できない、(iv) インドにおける商業活動が阻害される— 場合

や、②特許が適度な商業規模もしくは実施可能な最大規模で実施されていない場合や、③特許製品に対する需要が輸入によって満たされている場合や、④インドにおける商業規模での特許の実施が特許製品の輸入によって阻害されている場合、を指す。

(D) メキシコ (1976 年発明・商標法)

(a) 不特許事由

①食品、②医薬品、③化学物質、④合金、⑤バイオテクノロジー関連の発明 (動植物の品種、生物学的プロセス等)、等 (①、②、④は製法特許も不可)。

(b) 存続期間

特許付与日から 10 年。

(c) 強制実施権及び取消

特許権付与から 3 年以内に特許が商業的に利用されない場合は強制実施権の対象とされ、特許付与から 4 年以内に特許が実施されない場合は取消となる (輸入は実施と見なされない)。

以上見てきたように、医薬品・化学物質・食品などの特許権が *effectively abolished* であるというプラットの主張は概ね妥当と言えるであろう。ただし、前述の通り保護レベルを奈辺に設定するかは産業政策 (食品・医薬品については衛生・福祉等の社会政策でもある) の問題であり、無条件に批判されるべきことではない。アメリカでも原子力法により原子核変換物質は不特許事由とされている。

ところが、上記の諸制度は、通商法 301 条に基づく経済的制裁措置や特惠関税利益剥奪の可能性を圧力として行われたアメリカとの二国間交渉や、何よりも TRIPs 協定の実現によって、やがて修正・撤廃せざるをえない状況に追い込まれることになる。TRIPs 協定は第 27 条で特許対象を、第 31 条で強制実施権の発動条件を、第 33 条で保護期間を規定しているが、それらは概ね先進国の特許制度と同レベルであり、途上国の特許政策を否定するもので

あった(ただし、TRIPs 協定は「微生物以外の動植物」や「本質的に生物学的な方法」を特許対象から除外可能としたり、医薬品等の特許制度導入について途上国のための長期の経過措置を設けるなどしており、アメリカの製薬業界にとっても不満の残る協定となった)。

### (3) 政策提言の行方

知的財産権に対する「貿易アプローチ (trade-based approach)」や「包括的知的財産権政策」に関する具体的提案は、1985 年 9 月のレーガン大統領の「新通商政策」を経て、1986 年 4 月の USTR による知的財産権保護政策の発表によって、概ねアメリカ政府の戦略として採用されるにいたる。その過程を最後に概観しておきたい。

#### ① アメリカ産業界のコンセンサス形成

プラット・スピーチは米国国際ビジネス評議会 (以下、USCIB) の「国際的リーダーシップ賞 (International Leadership Award)」の授賞スピーチの形で行われたものであったが<sup>(16)</sup>、この時期、プラットは同趣旨のスピーチを全米外国貿易評議会 (National Foreign Trade Council。アメリカの貿易及び投資政策への利益反映を目的とする産業団体で、国際事業を展開をする約 550 社からなる<sup>(17)</sup>) やビジネス・ラウンドテーブル (Business Roundtable。アメリカの主要企業約 150 社の CEO による個人加盟組織。プラットは 1988 ~ 90 年に会長を務めることになる<sup>(18)</sup>) でも行っている<sup>(19)</sup>。多国籍企業を中心とする数百社の役員クラスを対象にしたこれら一連のスピーチによって、「外国の競争相手による知的財産権の侵害」が「アメリカ産業の国際競争力の低下要因」であり、問題解決のためには多国間協定 (後の TRIPs 協定) が必要であること、その実現のためにはアメリカ政府 (レーガン政権) が包括的な知的財産権政策を策定し国際交渉でイニシアティブを発揮しなければならないという認識が産業界で広まっていった。

ファイザーは当時 (現在も) USCIB の中核的存在であり<sup>(20)</sup>、同社会長のプラットに主導・感化された USCIB は、1985 年秋に提言「新多角的貿易交渉

—知的財産のための優先事項— (A New MTN: Priorities for Intellectual Property)』を作成公表している<sup>(21)</sup>。この提言で USCIB は、新協定の交渉フォーラムを GATT とすべきこと、協定には東京ラウンドの積み残しである不正商品コード (商標権) と特許権・著作権のミニマム・スタンダードが含まなければならないこと、民間セクターで構成される諮問委員会を設置すべきことを政府に訴えている。また、ミニマム・スタンダードに関してはその内容も具体的に提案している (特許権のミニマム・スタンダードとして挙げられたのは、①製法特許侵害の立証責任転換、②微生物の保護対象化、③出願から 20 年の特許期間、④排他的強制実施権の禁止、⑤輸入による実施要件クリア、等である。著作権のミニマム・スタンダードは、①コンピュータ・プログラムの文芸著作物としての保護、②半導体チップ・レイアウト・デザインの保護、等である)。プラット・スピーチは特許権の問題に偏重していたが、USCIB 提言は特許権よりも著作権に関する記述の方が多く、貿易アプローチが製薬業界を越えてコンピュータ/ソフトウェア産業等にまで支持を拡げていたことを示している。

## ② アメリカ政府へのコンセンサス拡大

USCIB の政策提言が直ちに政府を動かすことはなかったが、プラット・スピーチや USCIB 提言の趣旨はプラットが 1981 年から委員長を務めていた貿易交渉諮問委員会 (以下、ACTN) を通じてレーガン政権に浸透していった。アメリカでは、通商交渉の成果 (条約等) を実施する法案は、ファースト・トラック手続で all or nothing で採択・否決され、議会での修正が認められない。そのため、交渉の過程で民間セクターの利益を反映させる必要があり、その目的で政府に設置されたのが ACTN である (生産者、消費者、労働者の代表で構成され、運営は通商代表部 [United States Trade Representative : USTR] が担当) <sup>(22)</sup>。

プラット及び ACTN のもう一人の中心人物であったジョン・オペル (John R. Opel、IBM 会長兼 CEO。ちなみにプラットも IBM 出身である<sup>(23)</sup>) は、ACTN 内にオペルを長とする「知的財産に関するタスクフォース (Task Force on

Intellectual Property)」を設置し (時期は不明だが 1985 年夏頃と思われる)、USTR へのコンサルテーションを繰り返して「知的財産権=貿易問題=GATT マター」というアイディアの共有化を促進した<sup>(24)</sup>。

コンサルテーションのエッセンスは「フェーズ I の要点 (Summary of the Phase I)」(1985 年 10 月)<sup>(25)</sup>、「フェーズ II の要点 (Summary of the Phase II)」(1986 年 3 月)<sup>(26)</sup>と題する 2 つのペーパーに整理されている。概して前者は新しい知的財産権協定の必要性と内容を、後者は同協定を実現させるために政府がとるべき手段を勧告したものである<sup>(27)</sup>。両ペーパーを実際に起草したのはプラット/オペルではなく、オペルのもとでエコノミック・コンサルタント兼ロビイストをしていたジャック・ゴーリン (Jacques J. Gorlin) であるが<sup>(28)</sup>、「フェーズ I」は USCIB 提言を踏襲しており (ゴーリンは USCIB 提言の作成にも関与していた<sup>(29)</sup>)、GATT で不正商品コードと包括的知的財産権コードの 2 つを設定すべきと主張している (包括的知的財産権コードの内容としては、①化学物質・食品・バイオテクノロジー等の特許保護、②コンピュータ・プログラムの文芸著作物としての保護、③半導体チップ・レイアウト・デザインの保護、④政府提出データ [トレード・シークレット] の保護、⑤短い特許期間と強制実施権の是正、⑥権利行使手続 [国境措置を含む] の確立、⑦紛争処理手続の確立、等が挙げられている)。一方、「フェーズ II」はゴーリンが USTR への提言としてオペル/IBM のために作成した別のペーパー<sup>(30)</sup>を下敷きにしているが、「アメ (途上国に対する啓蒙・技術援助) とムチ (関税法 337 条の強化、特惠関税制利益の剥奪、通商法 301 条の利用)」の機動的な使い分けを勧告するなど、プラット・スピーチで示唆された戦略を発展させたものとなっている。

### ③ 「新通商政策」と USTR の知的財産権保護政策

レーガン政権は USTR 経由で民間セクターが唱える貿易アプローチを学習し、GATT で知的財産権保護の国際協定を成立させることがアメリカの競争力を高め、1982 年以來の製造業の貿易赤字解消に資すると判断、1985 年 9 月 23 日の「新通商政策」の発表に踏み切った<sup>(31)</sup>。この発表はレーガン大統

領が ACTN メンバーらを前にしてスピーチを行うという形で行われた<sup>(32)</sup>。ただし、新通商政策は議会・産業界へのリップサービスの側面もあり、知的財産権保護の具体的目標として挙げられたのは、①アメリカの製法特許を侵害した製品の輸入取締、②許認可手続中に失われた農業化学品の特許期間の延長、③情報公開法の悪用の防止、等に過ぎなかった(しかも②は貿易問題とは言い難い)。

ACTN タスクフォースのコンサルテーションが効果を現し、産業界が望む真に「包括的」と言える知的財産権政策をアメリカ政府 (USTR) が発表したのは、新通商政策から半年以上を経た 1986 年 4 月 7 日であった<sup>(33)</sup>。この政策発表によって、漸く以下の諸点が政府のアジェンダに組み込まれることとなった。すなわち、①多国間交渉 (GATT でミニマム・スタンダードの設定、GATT で紛争処理手続の検討、GATT 不正商品コードの早期完成、既存条約の遵守、アメリカのベルヌ条約加盟、バイオテクノロジーや半導体チップ・デザイン等の新技術の保護など)、②二国間交渉 (既存の二国間協定の実施確保、保護不十分の国への監視員駐在、通商法の活用、セミナーや技術協力など)、③国内措置 (1986 年知的財産権改善法の実現、途上国への技術援助のための民間セクターとの協力)。このうち国内措置に挙げられた「1986 年知的財産権改善法案」は商務省・司法省が中心となってまとめたもので、①アメリカの製法特許を使用して海外で製造された製品の輸入を特許権侵害とすること (及び「侵害の推定」、②農業化学品及び動物医薬品の許認可取得までに失われた特許期間の最長 5 年間延長、③関税法 337 条の強化 (「被害要件」の削除)、④特許権濫用法理の適用の制限、⑤不争条項の解釈の明確化 (ライセンシーは不争条項にかかわらず特許の有効性を争えるがロイヤルティ支払い義務を負うなど)、⑥ライセンスの反トラスト規制における「合理の原則」の導入 (「当然違法原則」の撤廃)、等が盛り込まれていた<sup>(34)</sup> (可決せず。ただし一部は後に「1988 年包括通商・競争力法」で実現)。

USTR は政策発表と同時に ACTN ペーパーを初めて公表し、上記政策が

ACTN の助言に基づくものであることを明らかにしている<sup>(35)</sup>。また、ACTN の勧告に従い、USCIB 提言以来求められてきた知的財産権問題に関する常設の諮問委員会の設置を決定している<sup>(36)</sup>。この委員会は ACTN 内の産業機能別諮問委員会 (Industry Functional Advisory Committee: IFAC) の 1 つとして新設され<sup>(37)</sup>、「通商政策のための知的財産権に関する産業機能別諮問委員会 (IFAC on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters)」として、現在もアメリカの通商的知的財産権政策の立案で大きな役割を果たしている (前述のゴーリンが副委員長を務めている<sup>(38)</sup>)。

なお、日本では、ヤング・レポートが新通商政策と USTR の知的財産権保護政策のきっかけになったという見方が「定説」になっているが、これは誤りである。ヤング・レポートをまとめた産業競争力委員会は、もともと「産業政策」を求める民主党を牽制するために設置したガス抜き機関に過ぎず、「小さな政府」を標榜するレーガン共和党政権はヤング・レポートを無視したというのが実情である<sup>(39)</sup>。確かに「1986 年知的財産権改善法案」にはヤング・レポートの影響が伺えるし、USCIB / ACTN の提言の多くが実際にはヤング・レポートのそれと重複してはいるが、レーガン政権を直接動かす政治的動因となったのは、あくまでもプラットに率いられた ACTN であった。

### ③ その後の展開

ACTN のプラットとオベルは、USTR からの協力要請に応じる形で、1986 年 3 月、多国籍企業十数社の会長 / CEO に呼びかけて圧力団体「知的財産委員会 (Intellectual Property Committee : IPC)」を結成している (実質的な運営はゴーリンが担当)。その目的は、同年 9 月にプンタ・デル・エステ (ウルグアイ) で予定されていた GATT 閣僚会議までに、先進各国の産業界に「知的財産権 = 貿易問題 = GATT マター」のアイデアを浸透させて、後のいわゆる「TRIPs 交渉」を次期の多角的貿易交渉 (ウルグアイ・ラウンド) のアジェンダとするよう、それぞれの政府を説得させることにあった<sup>(40)</sup>。

IPC の活動が功を奏し TRIPs 交渉が開始されると、プラット自身は ACTN

委員長の資格でアメリカ代表団に随行し影響力を行使し続けた<sup>(41)</sup>。

また、IPC は 1988 年 6 月に、欧州産業連盟 (Union of Industrial and Employers' Confederations of Europe : UNICE) 及び日本の経団連と共同で TRIPs 協定のモデル案「知的財産に関する GATT 協定の基本的枠組み (Basic Framework of GATT Provisions on Intellectual Property)」を公表している<sup>(42)</sup>。日米欧民間 3 極によるこの共同提案は TRIPs 協定の基礎になったと評価されているが<sup>(43)</sup>、ドラフティング作業の中心は IPC であり、当然ながら USCIB / ACTN のアイデアや提言が流れ込んでいる。その源流に位置するのがプラット・スピーチだったのである。

- (14) ヤング・レポートでも同じ表現がブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インド、コロンビアの 5 ケ国について用いられている。See the President's Commission on Industrial Competitiveness, *Global Competition: The New Reality*, vol.2, 1985, p. 327.
- (15) 以下、4 ケ国の特許制度について、R. Michael Gadbow and Timothy J. Richards, eds, *Intellectual Property Rights: Global Consensus, Global Conflict?* (Boulder, Colorado: Westview Press, 1988). を参照。また、メキシコを除く 3 ケ国については特許庁編訳『特許制度と技術移転』(大蔵省印刷局、1975 年) も参照。さらにインドについては P. Narayanan, *Intellectual Property Law*, 2nd ed. (Calcutta: Eastern Law House, 1997). を参照。
- (16) Jonathan Huneke (Vice President, Communications, 米国国際ビジネス評議会) からのメール回答 (2004 年 10 月 4 日付け) による。国際的リーダーシップ賞については米国国際ビジネス評議会のホームページ < <http://www.uscib.org/index.asp> > (10 月 28 日アクセス) 参照。ちなみにプラット受賞の翌 1985 年には、ヤング・レポートを纏めたジョン・A・ヤング (John A. Young、ヒューレット・パッカード社社長兼 CEO) が受賞している。
- (17) 全米外国貿易評議会のホームページ  
< <http://www.usaengage.org/archives/background/nftc.html> > (2004 年 10 月 27 日アクセス) 参照。
- (18) ビジネス・ラウンドテーブルのホームページ  
< <http://www.businessroundtable.org/> > (2004 年 10 月 27 日アクセス) 参照。
- (19) See Peter Drahos with John Braithwaite, *Information Feudalism: Who Owns the Knowledge Economy?* (London : Earthscan Publications Ltd., 2002), chapter 4.

- (20) Jonathan Huneke からの前掲メール回答による。なお、知的財産権問題に関するファイザー社の政治的活動については、Michael A. Santoro and Lynn Sharp Paine, *Pfizer: Global Protection of Intellectual Property*, Harvard Business School Case (1992, rev. 1995). に詳しい (Harvard Business Online のホームページ < <http://www.hbsp.harvard.edu/b02/en/home/index.jhtml> > で入手可能)。
- (21) See “A New MTN: Priorities for Intellectual Property,” a paper by Task Force on Intellectual Property, United States Council for International Business (1985).
- (22) 貿易交渉諮問委員会 (ACTN) については、宮里政玄『米国通商体表部 (USTR) — 米通商政策の決定と代表部の役割 —』(ジャパン・タイムズ、1989 年) 第 1 章、関下稔『競争力強化と対日通商戦略 — 世紀末アメリカの苦悩と再生 —』(青木書店、1996 年) 第 1 章及び第 4 章参照。なお、ACTN は 1989 年に貿易政策・交渉諮問委員会 (Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations: ACTPN) に改称している。
- (23) ロング・アイランド大学のホームページに掲載されたプラットの略歴による。 < [http://www.liu.edu/but01/new/special/75th/honorees/edmund\\_pratt.htm](http://www.liu.edu/but01/new/special/75th/honorees/edmund_pratt.htm) > (10 月 28 日アクセス) 参照。
- (24) ACTN におけるプラット及びオペルの活動については以下を参照。Peter Drahos, “Global Property Rights in Information: The Story of TRIPS at the GATT,” *Prometheus*, Vol. 13, No. 1, 1995, pp. 6-19; Michael P. Ryan, *Knowledge Diplomacy: Global Competition and the Politics of Intellectual Property* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1998), chapter 4; Susan K. Sell, “Multinational Corporations as Agents of Change: The Globalization of Intellectual Property Rights,” in A. Claire Cutler, Virginia Haufler, and Tony Porter, eds., *Private Authority and International Affairs* (Albany: State University of New York Press, 1999), pp. 169-197; John Braithwaite and Peter Drahos, *Global Business Regulation* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), chapter 7; Drahos with Braithwaite, op. cit., chapters 4 and 7; and Susan K. Sell, *Private Power, Public Law: The Globalization of Intellectual Property Rights* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), chapters 2 and 5.
- (25) See “Summary of the Phase I,” recommendations of the Task Force on Intellectual Property to the Advisory Committee for Trade Negotiations (October 1985).
- (26) See “Summary of the Phase II,” recommendations of the Task Force on Intellectual Property to the Advisory Committee for Trade Negotiations (March 1986).
- (27) 両ペーパーの概要を紹介したものに、江口雄次郎「ガットの強化と知的所有権保護との調整」『特許管理』第 36 巻第 11 号 (1986 年) 1317 ~ 1328 頁、Drahos with Braithwaite, op. cit., chapters 7. がある。

151- プラット・スピーチに関する考察 (二・完) (遠矢)

- (28) ジャック・ゴーリンへのインタビュー (2003年11月20日) による。なお、Peter Drahos や Susan K. Sell はゴーリンを ACTN のコンサルタントと記述しているが (注 24 の諸文献参照)、これが誤りであることを同インタビューで確認した (正しくは、ACTN タスクフォースの長であったオパール個人のコンサルタントである)。
- (29) ジャック・ゴーリンへの前掲インタビューによる。ちなみにゴーリンはヤング・レポートの作成にも関与したとのことである。
- (30) Jaques J. Gorlin, "A Trade-Based Approach for the International Copyright Protection for Computer Software," an unpublished paper prepared for IBM (September 1, 1985).
- (31) 新通商政策の背景・意味等については、草野厚「米国対日通商政策の国内的視点」『国際問題』第 357 号 (1989 年) 48 ~ 61 頁、関下稔・前掲書第 4 章を参照。新通商政策の知的財産権部分については、江口・前掲論文を参照。
- (32) 米国大使館広報・文化交流局報道部の Official Text (OT-85-71) 参照。
- (33) 政策発表の全文は米国大使館広報・文化交流局報道部の Official Text (OT-86-27) に掲載。なお、江口・前掲論文、中山信弘・村上政博・内田盛也『企業戦略の新しい武器 知的所有権』(日刊工業新聞社、1987 年) 第 3 章に概要が紹介されている。
- (34) 商務省 (Department of Commerce) 及び司法省 (Department of Justice) のプレス・リリース (ともに 1986 年 4 月 7 日付け) による。なお、江口・前掲論文に概要が紹介されている。
- (35) "Statement by Ambassador Clayton Yeutter Concerning Intellectual Property Rights Protection," a press release by Office of the United States Trade Representative (April 7, 1986). による。
- (36) 注 35 のプレス・リリースによる。
- (37) 産業機能別諮問委員会 (IFAC) の ACTN での位置づけについては、宮里・前掲書第 1 章参照。
- (38) Jacques J. Gorlin, *An Analysis of the Pharmaceutical-Related Provisions of the WTO TRIPs (Intellectual Property) Agreement* (London: Intellectual Property Institute, 1999), p. 129. に掲載の著者略歴による。ジャック・ゴーリンへの前掲インタビューでも現役の副委員長であることを確認した。
- (39) 守誠『特許の文明史』(新潮社、1994 年) 第 3 部第 2 章、関下・前掲書第 2 章参照。両書とも、ヤング・レポートがレーガン政権に活かされるのは 1987 年の大統領年頭教書以降、と評価している。また、Sell, op. cit. (1999). によれば、そもそもヤング・レポートの知的財産権部分は ACTN からのインプットの産物であるという。
- (40) 知的財産委員会 (IPC) については注 24 の諸文献、特に Sell, op. cit. (2003). を参照。
- (41) See Sell, *ibid.*, chapters 2 and 5.
- (42) See The Intellectual Property Committee, Keidanren, and UNICE, *Basic Framework of*

*GATT Provisions on Intellectual Property : Statement of Views of the European, Japanese and United States Business Communities* (June 1988). なお、全文及び訳文が『知的所有権に関する日米欧民間 3 極会議の見解 —— 知的財産に関する GATT 協定の締結に向けて —— (経済資料第 354 号)』(経済団体連合会、1988 年) に収録されている。また、以下の文献に概要が紹介されている。拙稿「知的所有権に関する日米欧民間三極会議『共同文書』の概要」『NBL』第 405 号 (1988 年) 23 ~ 27 頁、同「知的所有権に関する日米欧民間 3 極会議について」『発明』第 85 巻第 8 号 (1988 年) 21 ~ 29 頁、小野恒一「知的所有権に関する日米欧民間 3 極会議について」『特許研究』第 6 号 (1988 年) 58 ~ 63 頁、御船昭「GATT をめぐる知的所有権問題」『特許管理』第 38 巻第 10 号 (1988 年) 1319 ~ 1334 頁、渡辺宏「知的所有権問題と日・米・欧民間三極会議」国際技術戦略研究会編『国際技術戦略 —— 日本の進路と世界への貢献 ——』(日刊工業新聞社、1989 年) 所収 153 ~ 176 頁。

(43) See Sell, *op. cit.* (2003).

本研究は文部科学省の科研費 (課題番号 15530104) の助成を得た。

[追記]

本稿脱稿後に関係者に対する調査から明らかになった事実を以下に記す。

- ① エドムンド・プラット自身も ACTN タスクフォースのメンバーであった。
- ② USCIB 提言を纏めた USCIB のタスクフォースの長は、知的財産権問題に関してプラットの右腕的存在であったファイザー社 General Counsel の Lou Clemente であり、同氏とファイザー社特許部長の Charles Knuth がドラフティングの中心人物であった (両名 [特に Clemente] は、その後、ジャック・ゴーリンとともに IPC でも活動している)。なお、USCIB のタスクフォースは常設の政策委員会の一つ (「知的財産委員会」) となり、Clemente は 1985 年から 2002 年までその委員長を務めた。
- ③ ヤング・レポートの知的財産権のパート (Appendix D) を纏めたグループの長はファイザー社社長の Gerald Laubach であった。